

基本保育料表

[月額]

階層区分	各月初日の在籍児童の属する世帯の特別区民税所得割額(A階層を除く)	0歳児～2歳児(第1子)						家庭の保育者	0歳児～2歳児(第1子)				階層区分	
		認可保育園、認定こども園 事業所内保育所【土曜日実施】		保育ルーム・事業所内保育所 【土曜未実施】		夜間保育所 (エイビシイ保育園)			居宅訪問型保育事業 障害児対応型		居宅訪問型保育事業 待機児童型			
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間		保育短時間	保育標準時間	保育短時間	保育標準時間		保育短時間
A	生活保護世帯等 ※	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	A	
B	4月～8月分の保育料は世帯の前年度特別区民税所得割額 9月～3月分の保育料は世帯の当該年度特別区民税所得割額	特別区民税非課税	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	0円	B	
C1		特別区民税均等割のみ課税	1,900円	1,800円	1,700円	1,600円	1,900円	1,800円	1,000円	1,500円	1,400円	1,600円	1,500円	C1
C2		1円以上 5,000円未満	2,400円	2,300円	2,200円	2,100円	2,500円	2,400円	1,200円	1,900円	1,800円	2,100円	2,000円	C2
C3		5,000円以上 50,000円未満	3,100円	3,000円	2,800円	2,700円	3,200円	3,100円	1,600円	2,500円	2,400円	2,700円	2,600円	C3
D1		50,000円以上 53,000円未満	6,700円	6,500円	6,200円	6,000円	7,000円	6,800円	3,400円	5,400円	5,300円	5,800円	5,700円	D1
D2		53,000円以上 70,000円未満	8,300円	8,100円	7,700円	7,500円	8,700円	8,500円	4,200円	6,700円	6,500円	7,300円	7,100円	D2
D3		70,000円以上 86,000円未満	9,400円	9,200円	8,700円	8,500円	9,800円	9,600円	4,800円	7,600円	7,400円	8,200円	8,000円	D3
D4		86,000円以上 123,000円未満	15,400円	15,100円	14,300円	14,000円	16,100円	15,800円	7,800円	12,400円	12,100円	13,500円	13,200円	D4
D5		123,000円以上 160,000円未満	19,100円	18,700円	17,700円	17,300円	20,000円	19,600円	9,800円	15,400円	15,100円	16,800円	16,500円	D5
D6		160,000円以上 185,000円未満	21,500円	21,100円	19,900円	19,500円	22,500円	22,100円	11,000円	17,400円	17,100円	18,900円	18,500円	D6
D7		185,000円以上 210,000円未満	23,600円	23,100円	21,900円	21,500円	24,700円	24,200円	12,000円	19,100円	18,700円	20,700円	20,300円	D7
D8		210,000円以上 220,000円未満	25,500円	25,000円	23,700円	23,200円	26,700円	26,200円	13,000円	20,600円	20,200円	22,400円	22,000円	D8
D9		220,000円以上 240,000円未満	27,500円	27,000円	25,500円	25,000円	28,800円	28,300円	14,000円	22,200円	21,800円	24,200円	23,700円	D9
D10		240,000円以上 260,000円未満	29,200円	28,700円	27,100円	26,600円	30,600円	30,000円	14,900円	23,600円	23,100円	25,600円	25,100円	D10
D11		260,000円以上 270,000円未満	31,000円	30,400円	28,800円	28,300円	32,500円	31,900円	15,800円	25,100円	24,600円	27,200円	26,700円	D11
D12		270,000円以上 280,000円未満	32,500円	31,900円	30,200円	29,600円	34,000円	33,400円	16,600円	26,300円	25,800円	28,600円	28,100円	D12
D13		280,000円以上 290,000円未満	34,200円	33,600円	31,800円	31,200円	35,800円	35,100円	17,400円	27,700円	27,200円	30,000円	29,400円	D13
D14		290,000円以上 300,000円未満	35,700円	35,000円	33,200円	32,600円	37,400円	36,700円	18,200円	28,900円	28,400円	31,400円	30,800円	D14
D15		300,000円以上 310,000円未満	37,200円	36,500円	34,500円	33,900円	39,000円	38,300円	19,100円	30,100円	29,500円	32,700円	32,100円	D15
D16		310,000円以上 320,000円未満	38,500円	37,800円	35,800円	35,100円	40,300円	39,600円	19,700円	31,100円	30,500円	33,800円	33,200円	D16
D17		320,000円以上 330,000円未満	40,000円	39,300円	37,200円	36,500円	41,900円	41,100円	20,400円	32,400円	31,800円	35,200円	34,600円	D17
D18		330,000円以上 370,000円未満	43,400円	42,600円	40,300円	39,600円	45,500円	44,700円	22,100円	35,100円	34,500円	38,100円	37,400円	D18
D19		370,000円以上 400,000円未満	48,900円	48,000円	45,400円	44,600円	51,200円	50,300円	25,100円	39,600円	38,900円	43,000円	42,200円	D19
D20		400,000円以上 470,000円未満	53,700円	52,700円	49,900円	49,000円	56,300円	55,300円	27,400円	43,400円	42,600円	47,200円	46,300円	D20
D21		470,000円以上 540,000円未満	57,500円	56,500円	53,400円	52,400円	60,300円	59,200円	29,400円	46,500円	45,700円	50,600円	49,700円	D21
D22	540,000円以上 650,000円未満	61,800円	60,700円	57,400円	56,400円	64,800円	63,600円	31,500円	50,000円	49,100円	54,300円	53,300円	D22	
D23	650,000円以上 760,000円未満	66,100円	64,900円	61,400円	60,300円	69,300円	68,100円	33,800円	53,500円	52,500円	58,100円	57,100円	D23	
D24	760,000円以上 870,000円未満	70,400円	69,200円	65,400円	64,200円	73,800円	72,500円	36,000円	57,000円	56,000円	61,900円	60,800円	D24	
D25	870,000円以上	74,700円	73,400円	69,400円	68,200円	78,300円	76,900円	38,200円	60,500円	59,400円	65,700円	64,500円	D25	

※ 生活保護世帯等とは、生活保護法による保護を受けている世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている世帯をいう。

基本保育料の算定について

- ① 認可保育園・認定こども園[保育園機能]の基本保育料は、区立園・私立園とも同額です。
- ② 基本保育料表における年齢は、年度当初のクラス年齢です。3歳児クラスから5歳児クラスについては、無償化の対象となるため、基本保育料が無料になります。年度途中にお誕生日を迎えて3歳になっても基本保育料の変更はありません。
- ③ 第2子目以降のお子さんの基本保育料は、無料になります。
- ④ きょうだい(兄・姉)の数え方に際し、年齢制限はありません。生計を一にする(※)兄・姉から数えます。
※ 「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするのではなく、仕事、就学、療養等のために別居し、常に生活費全般、学費、療養費等を送金している場合を含みます。
- ⑤ 住宅借入金等特別控除や寄付金控除等は、基本保育料の計算では控除対象外となるため、必ずしも税額と一致するとは限りません。

【注意事項】

- ・住民税が未申告の方、保育料算定に必要な書類の提出がない方は、最高階層区分【D25】の基本保育料となります。
- ・区立園・保育ルームの延長保育料については、「延長保育のご案内」をご覧ください。
- ・私立園・家庭的保育者・事業所内保育所の延長保育料については、各園にお問い合わせください。

※ 延長保育料には、第2子以降の減額はありせん。